

1. 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6
 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)に掲げる手術件数

当院では、下記の手術を実施しています
 (令和5年1月1日～令和5年12月31日)

手術分類	件数
(1) 区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	26
イ 黄斑下手術等	13
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	172
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	202
(2) 区分2に分類される手術	
ア 靭帯断裂形成手術等	0
イ 水痘症手術等	80
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
エ 尿道形成手術等	16
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	38
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	49
(3) 区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成手術等	13
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	7
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	10
キ 同種死体腎移植術等	0
(4) 区分4に分類される手術	
胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	1226
(5) その他の区分に分類される手術	
ア 人工関節置換術	40
イ 乳児外科施設基準対象手術	12
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	51
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	38
オ 経皮的冠動脈形成術	65
急性心筋梗塞に対するもの	11
不安定狭心症に対するもの	9
その他のもの	45
経皮的冠動脈粥腫切除術	2
経皮的冠動脈ステント留置術	181
急性心筋梗塞に対するもの	62
不安定狭心症に対するもの	31
その他のもの	88

2. 急性期充実体制加算の施設基準に係る手術件数
 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

手術分類	件数
ア 全身麻酔による手術	4,278
イ アのうち、緊急手術	469
ウ 悪性腫瘍手術	1,590
エ 腹腔鏡下手術又は胸腔鏡下手術	1,346
オ 心臓カテーテル法による手術	496
カ 消化管内視鏡による手術	681